

普通財産譲与(譲渡)申請書			
神栖市長 宛 申請人			年 月 日
住所			
氏名	印 (印鑑登録している印鑑)		
日中連絡が取れる電話番号			
下記のとおり普通財産を譲与(譲渡)してください。			
記			
普通財産の名称	土地	所在地	神栖市
譲与(譲渡)面積	(地目) ㎡		
使用目的			
譲渡価額	円		
その他必要な事項	融資利用予定の有無 有 ・ 無 ↓		
	(利用予定金融機関名)		
	(融資利用予定額) 円		
	媒介業者の有無 有 ・ 無 ↓		
	(業者名)		
(添付書類)			
個人の場合		法人の場合	
<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 市税完納証明書 (神栖市に納税義務がある場合) <input type="checkbox"/> 誓約書		<input type="checkbox"/> 印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 法人の履歴事項全部証明書 <input type="checkbox"/> 市税完納証明書 (神栖市に納税義務がある場合) <input type="checkbox"/> 法人市民税の納税証明書 直近2ヵ年分 (神栖市に納税義務がある場合) <input type="checkbox"/> 誓約書	

※証明書は、発行日から3ヶ月以内のものとする。

誓約書

私は、現在、下記事項に該当する者でないことについて誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、下記5から7について、申込み参加資格の確認のため、貴市が茨城県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 民法（明治29年法律第89号）の規定による成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者。
- 2 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者又は更正手続開始の申立てをされている者。
- 3 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者。
- 4 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立てをされている者。
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員。
- 6 次のいずれかに該当する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。
 - (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - (2) 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者
 - (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者（事業者を含む。）
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
 - (5) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (6) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者（事業者を含む。）
- 7 5又は6のいずれかに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者。
- 8 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体またはその構成員。

年 月 日

申込人

住所（又は所在地）	
（ふりがな）	
氏名 （又は名称及び代表者名）	④ (印鑑登録している印鑑)
生年月日	年 月 日生
性別	